

令和7年度 第1回鳥取市消費者行政審議会 会議概要

【開催日時】

令和7年7月22日（火）午後1時30分～午後3時00分

【開催場所】

鳥取市障がい者福祉センター さわやか会館 第1研修室

【出席者】

委員 佐々木委員、山根委員、平尾委員、大西委員、佐藤委員、谷口委員、
上根委員、濱部委員、田中委員、中山委員、岸委員、宇畑委員
（順不同）12名出席

事務局 前田所長、白間副所長、九鬼統括主査、加藤消費生活相談員

1 開会

2 あいさつ

前田鳥取市消費生活センター所長

3 委員の交代について

任期満了に伴い、令和7年4月1日付けで新たに15名の委員を選出（2年任期）

- ・委嘱状交付
- ・全委員が自己紹介

4 委員長、副委員長の選出

佐々木会長、相見副会長を選出

5 協議・報告事項

当審議会条例第5条第1項により、佐々木会長に議事進行を依頼。

（1）令和6年度事業の状況について

①消費相談の状況について・・・資料①（事務局説明）

【質疑等】

なし

②消費者教育・啓発の事業実績について・・・資料②、③、③-1（事務局説明）

【質疑等】

(委員)

見守りネットワーク構成員の中に、地域包括支援センターがありましたが、私のところの法人でも地域包括支援センターの運営を行っており、そこでお年寄りの方と当方ヘルパーが関わるケースがあります。そうした中でこのような学びを深め、ちょっと生活に変化がある、ちょっとお金の使い方がおかしいといったところの早期発見に繋がるのかなと思います。

資料1から見させていただきましたが、非常にたくさんの活動をされていると感心しているところです。

資料1の実績では、昨年度よりも2倍から3倍ぐらい参加者も増えていきますし、回数とか非常に多く実施されてると思います。事業実績についても行政だけでなく官民連携してみんなの力を借りながら、とても素晴らしい活動をされていると感じました。

(事務局)

昨年、一昨年よりも回数が倍近くに増えているということについて、令和5年5月からコロナウイルス感染症も5類に移行されましたが、市民の皆さんの集まりに対する理解が必要なこともあり、令和5年度は声が掛けにくい部分がありました。令和6年度は各所をお願いに回らせていただきました。中ノ郷小学校での授業も当時の豊福校長先生をお願いして実施させていただきました。

また高校生については、鳥取敬愛高校にお願いしたところ、当時の教頭先生に快く受けてくださったという経緯があります。これからは難しい点ではありますが、継続して回数も増やしていきたいと思います。

(委員)

大学での取組について紹介しますと、時期的に新学期のガイダンスで行ってるのが闇バイトについてです。闇バイトってバイトがつくと何か軽く感じますが、これは完全に犯罪の勧誘ですから、もっと重い言葉がないのかなってというのが悩ましいところです。

例えば、万引きというと軽く感じますが、窃盗だと本当のところを教えてあげないといけない。その辺のところの問題もありますが、今警察も裁判所の傾向も最近の判例を見ますと、受け子も正犯だということで主犯と同じようにかなり重い罰、刑罰が科せられるというようになっています。そういった流れも含めて、学生たちには伝えて理解してもらいたいと思います。

学校としては当然学期の変わるごとに注意喚起を行っておりますし、デジタルサイネージで常に学内で情報を流したり、県警本部から来たポスターなどは常に新しいものに貼り替えるといったように、かなり目立つような形で行っております。

あと、消費生活センターも悪質商法からだんだん詐欺の対応にお忙しいのかなっていう時代背景があり、警察との連携のお話を伺いましたが、最近大学でも感じている

のが、生成A Iの技術の発展、発達がすごいということです。

また、発信元の表示が出る機能付きの電話の導入は大切かと思いますが、それを最近上回っているのがA Iの方で、実際の発信元とは違う警察署に繋がるという詐欺電話が出てるわけです。

それから画像もそうですが、警察官を語るような人が画像で出てきて、あなたに逮捕状が出ていて執行されますと脅される。今後どうやってA I対策を行っていくかが焦点になると思います。

自分に掛かってきた詐欺電話の音声が綺麗なんですね。

ドコモの名を語った料金請求なども、声が「こちらはNTTドコモです」とあの音声案内とほぼ一緒のものを作って送りつけてる。聞き慣れた人だとそこから来たんだと錯覚してしまう。

フェイク広告もずいぶん被害が出ているようですし、選挙だけじゃなくフェイクの技術ってどうも簡単に作れるなってことですね。

公告を見ると見事にパナソニックと同じような映像で、We b上で見てパナソニックの製品ですと思ったら違うものが送られてきたというのもあるので、悪質商法もかなり犯罪性が高くなっていてそのあたりでどう取り組んで行くのか、ひとつの流れみたいなもの嫌な流れですけど、その辺がやっぱり自分なりに感じてるところかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。おっしゃるように消費生活センターは、消費者被害防止のための事業を実施していますが、最近は防犯という観点を一緒に考えていかないといけない時代になったと思います。我々と警察との連携や、防犯と警察との連携もあるので、少し大きなネットワークの構築も考えていきたいと思います。

それから先生からお聞きしたのかもしれませんが、いろいろな大学に国外から留学生がやってくると、日本に来た時にバイト代などを受け取るのに通帳を作る。これを国に帰るときに売ってしまうんですね。それが、いわゆるヤミ口座となって10万、30万で売れてしまうってことで、学校でもその啓発は大変だと思いますが、引き続きよろしくお願いします。

(委員)

本当に手を変え、品を変えよくやるなというくらいに多くなってます。

特に口座の場合ですと、我々とは違って留学生同士の繋がりみたいなのところで行われているので、知り合いではないけれども、例えば同じ中国から来た留学生とかメンバーからの留学生とかのところで行われる。

彼らにしてみれば、親近感がある人からの誘いだったから問題なく乗ってしまうというのもあって、その辺のどこから注意していきたいと思います。

(2) 令和7年度事業について

消費者教育・啓発の事業内容について・・・資料④（事務局説明）

【質疑等】

（委員）

大きな1番の幼児期から高校生期における消費者教育の推進の中で、小・中学校というところは文字として飛び込んでくるんですけど、高校生も大事な時期でもあると思いますので、何か取り組みを行う必要があるのではないかと感じました。

（事務局）

ありがとうございます。確かに高校生になれば入学した時点で15、16歳です。成年年齢に達するのが18才ですので、3年後4年後には成人となり、進学しても就職しても色々な契約が自分で出来るようになります。

例えば、バイトで稼いだお金の使い方であるとか、うまい話に騙されたりしないよう、高校生にも積極的に推進していきたいと思います。

学校によっては、授業や受験に向けてのスケジュールなど難しい部分もあるようですが、有効な啓発方法を考えてみます。

（委員）

何か高校によって、独自にされているような高校っていうのはあるのですか。

（事務局）

各学校の具体的な取組は当方では把握しておりません。

（委員）

令和7年度も引き続き、教育の部分や出前講座などで知識を深めたり、普及していくなどの活動をされるということで、とても頼もしく思います。

ただ、そういった知識や得られたものを、我々の日常の生活や地域の中に生活にどのようにフィルターとして生かしていくかってことが大切だと思います。

地域の中での関係性の部分、相談できる相手だったりとか、心配する相手だったりとか、その地域の中ではそういったフィルターができるような人への働きかけも必要なのかなと感じます。

令和6年度中には、公民館単位で活動というのもありましたし、地区社協さんとか地域福祉推進委員さんとかもいらっしゃいますので、そういった地域に対する活動について何か課題があればお聞きしたいと思います。

（事務局）

令和6年度に消費者巡回パネル展を新市域の公民館30館余りで実施させていただ

きました。その際に、消費者啓発チラシの配布をさせていただいたおかげで、今年になって出前講座や寸劇に対する依頼がかなり増えてきています。

消費者被害は多岐にわたりますが、地域の皆さんが非常に身近な問題として感じておられて、地域内のいろいろな活動に広がりを見せています。

今年度も、鳥取地域で巡回パネル展を実施する予定にしていますが、それぞれの地域が各地域の特色を生かした活動により、消費者啓発を行っていきたいと思います。

(委員)

かなり浸透してきたと思いますが、188「いやや」についてです。

これをもっと活用してほしいという個人的な思いがあります。

特に悩んだり、ちょっと困ったら遠慮なく188に掛けてくださいというのはかなり浸透してきたと思いますが、昨年度の資料を見ますと相変わらず高齢者の方々の相談事や被害が多い状況です。それは日中の平日の在宅率が高いからというのが主な原因かと思いますが、188の周知のためにポスターだけでなく小さなポップみたいなものが作られていますよね。あれがもっといろんなご家庭の玄関先に置いてあれば良いなと思います。

こういった消費者問題、犯罪とか被害に関心を持ってくださいっていうのは、忙しい日常生活の中で他人事、人事みたいなのところがあって、どうしても意識的には距離感がでてくるそういう性質のものだと思います。

ちょっと乱暴なようですが、「これ1件に1台置いといてもらえますか」くらいの事をしても良いのかと思います。

特に一人暮らしの高齢者の方とか、昼間は家族が居なくて高齢の方が留守番しているご家庭には是非というような形で、進めていただけるとありがたいなと思います。

(事務局)

188については、ここに掛ければ相談できる身近な相談窓口として、周知していかなければいけないと思っています。例えば、皆さんがご自宅あるいは携帯から188に電話を掛けると、まずお住まいの郵便番号を入力してくださいとアナウンスされます。鳥取市内の方が郵便番号を入力すると、鳥取市消費生活センターに繋がります。それが八頭町の方であれば、県の消費生活センターに繋がるようになりますが、いかに188というこの番号を周知していくかということで、我々もケーブルテレビやラジオなどで周知しているところです。また8月14日の「しゃんしゃん祭り」で市の職員と県職員の共同で188の大PRをしようと考えています。

またポップについては、以前に警察の方が実験的に作られた物を見せていただいた事がありました。昼間の時間帯に高齢者を目掛けて詐欺の電話がかかってきた際に、受話器を上げると受話器の下から「それ詐欺ですよ!」て出てくるというものでした。ただこれを全県にどう周知するのか警察の方も困られていたようでした。ポップ自体は警察の方の自作でしたので、材料さえ用意できれば我々でも簡単にできると考えて

います。周知方法は、例えば地域包括支援センターの高齢者訪問の際にお願いするなど、実施する方向で検討したいと思っています。

【協議・報告事項の承認】

審議会条例第5条の3により、出席した委員の過半数以上により承認される。

6 その他

(1) 「鳥取市消費者教育推進計画」の更新について・・・資料⑤（事務局説明）

【質疑等】

なし

(2) 鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金交付要綱の見直しについて
・・・資料⑥（事務局説明）

【質疑等】

なし

(3) その他

・ 次回の鳥取市消費者行政審議会の開催日程及び開催方法について（事務局説明）

7 閉会